

# 吉富町水道事業経営戦略

平成 30 年 3 月 22 日

吉富町上下水道課

# 吉富町水道事業経営戦略

団 体 名 : 吉富町

事 業 名 : 吉富町水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	昭和58年10月11日	計画給水人口	7,200 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	6,813 人
		有収水量密度	1.05 千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input checked="" type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	2	管 路 延 長 50 千m
	配水池設置数	3	
施 設 能 力	2,800 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	76.6 %

#### ③ 料金

料金体系の 概要・考え方	料金は、次の表の区別による基本料金及び超過料金とメーター使用料金との合計額に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額(この場合において10円未満の端数については四捨五入とする。)とする。																																			
	水道使用料金																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">料率</th> <th colspan="2">基本料金(1箇月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (m<sup>3</sup>当たり)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専用</td> <td>家庭用</td> <td></td> <td>使用水量8m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営業用</td> <td>一般</td> <td>使用水量16m<sup>3</sup>まで</td> <td>2,600円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td>使用水量50m<sup>3</sup>まで</td> <td>6,630円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>団体会</td> <td></td> <td>使用水量16m<sup>3</sup>まで</td> <td>2,600円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>臨時用</td> <td></td> <td>使用水量10m<sup>3</sup>まで</td> <td>5,810円</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	用途	料率	基本料金(1箇月につき)		超過料金 (m <sup>3</sup> 当たり)	水量	料金	専用	家庭用		使用水量8m <sup>3</sup> まで	1,300円	200円	営業用	一般	使用水量16m <sup>3</sup> まで	2,600円	200円	公衆浴場	使用水量50m <sup>3</sup> まで	6,630円	200円		団体会		使用水量16m <sup>3</sup> まで	2,600円	200円	臨時用	臨時用		使用水量10m <sup>3</sup> まで	5,810円	600円
種別	用途				料率	基本料金(1箇月につき)		超過料金 (m <sup>3</sup> 当たり)																												
		水量	料金																																	
専用	家庭用		使用水量8m <sup>3</sup> まで	1,300円	200円																															
	営業用	一般	使用水量16m <sup>3</sup> まで	2,600円	200円																															
		公衆浴場	使用水量50m <sup>3</sup> まで	6,630円	200円																															
	団体会		使用水量16m <sup>3</sup> まで	2,600円	200円																															
臨時用	臨時用		使用水量10m <sup>3</sup> まで	5,810円	600円																															
	メーター使用料金																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>1箇月当たり料金 (1個につき)</th> <th>口径</th> <th>1箇月当たり料金 (1個につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル以下</td> <td>50円</td> <td>50ミリメートル以下</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル以下</td> <td>100円</td> <td>75ミリメートル以下</td> <td>1,350円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル以下</td> <td>120円</td> <td>100ミリメートル以下</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル以下</td> <td>300円</td> <td>150ミリメートル以下</td> <td>2,250円</td> </tr> </tbody> </table>	口径	1箇月当たり料金 (1個につき)	口径	1箇月当たり料金 (1個につき)	13ミリメートル以下	50円	50ミリメートル以下	450円	20ミリメートル以下	100円	75ミリメートル以下	1,350円	25ミリメートル以下	120円	100ミリメートル以下	1,800円	40ミリメートル以下	300円	150ミリメートル以下	2,250円															
口径	1箇月当たり料金 (1個につき)	口径	1箇月当たり料金 (1個につき)																																	
13ミリメートル以下	50円	50ミリメートル以下	450円																																	
20ミリメートル以下	100円	75ミリメートル以下	1,350円																																	
25ミリメートル以下	120円	100ミリメートル以下	1,800円																																	
40ミリメートル以下	300円	150ミリメートル以下	2,250円																																	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 20 年 4 月 1 日																																			

④ 組織

上下水道課上水道係に4名の職員が所属する。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

将来にわたり安全・安心で安定した水の給水を継続するとともに、水道事業会計の健全経営を目指して、平成20年4月1日に水道料金の増額改定を実施しました。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用して、本町の経年比較や他の類似団体との比較、経営の現状や課題等を的確に把握することができます。平成28年度決算「経営比較分析表」(P.6)を添付しています。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水人口については、平成26年度に策定した「吉富町新水道ビジョン」において実施している予測方法を基に、平成28年度末の実績データを加え推計しています。推計方法は下記のとおりです。

給水人口=行政区域内人口×普及率

<行政区域内人口>

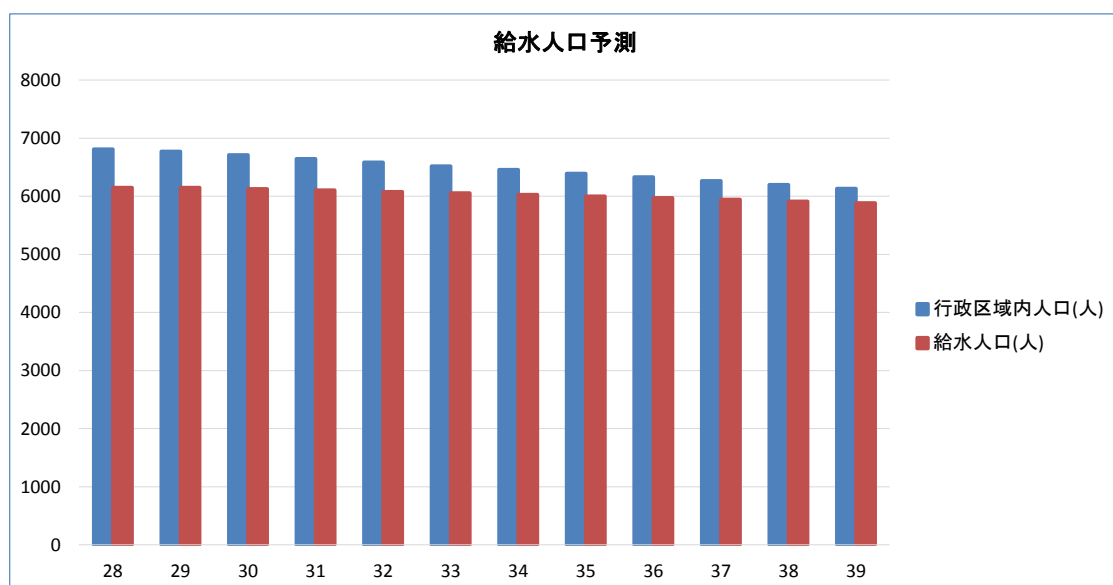
国立社会保障・人口問題研究所から公表されている「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」に、平成28年度末までの実績データを比較し、将来推計人口と同様のトレンドをとるものとして推計しています。将来推計人口は5年毎の推計値となっていますので、その間の4年間については直線補間して算出しています。

<普及率>

普及率については、下水道整備計画に合わせ、平成47年度に100%を目標としています。よって、普及率の推計値は平成28年度末までの実績値から平成47年度に100%になるよう推移するものとして算出しています。

上記により算出した給水人口の予測値は下表のとおりとなります。行政区域内人口は年々減少する傾向となっており、給水人口についても同じく減少する傾向です。

項目	年度												
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
行政区域内人口(人)	6,813	6,775	6,711	6,648	6,584	6,520	6,456	6,392	6,329	6,265	6,200	6,135	
計画給水区域内人口(人)	6,813	6,775	6,711	6,648	6,584	6,520	6,456	6,392	6,329	6,265	6,200	6,135	
現在給水人口(人)	6,149	6,152	6,127	6,103	6,077	6,057	6,030	6,002	5,975	5,946	5,915	5,883	
普及率(%)	90.3	90.8	91.3	91.8	92.3	92.9	93.4	93.9	94.4	94.9	95.4	95.9	
給水戸数(戸)	2,650	2,651	2,641	2,630	2,619	2,610	2,599	2,587	2,575	2,563	2,549	2,535	



(2) 水需要の予測

水需要の予測についても「吉富町新水道ビジョン」の予測方法と同様の方法で平成28年度末までの実績データを基に一日の平均と最大給水量を推計します。推計方法は下記のとおりです。

一日平均(最大)給水量=生活用一日平均(最大)給水量+営業用一日平均(最大)給水量+その他一日平均(最大)給水量+無収水量+無効水量

●生活用一日平均(最大)給水量

◆生活用一日平均(最大)給水量=一人一日平均(最大)給水量×給水人口

・一人一日平均(最大)給水量

平成28年度末までの実績データから推計をしています。

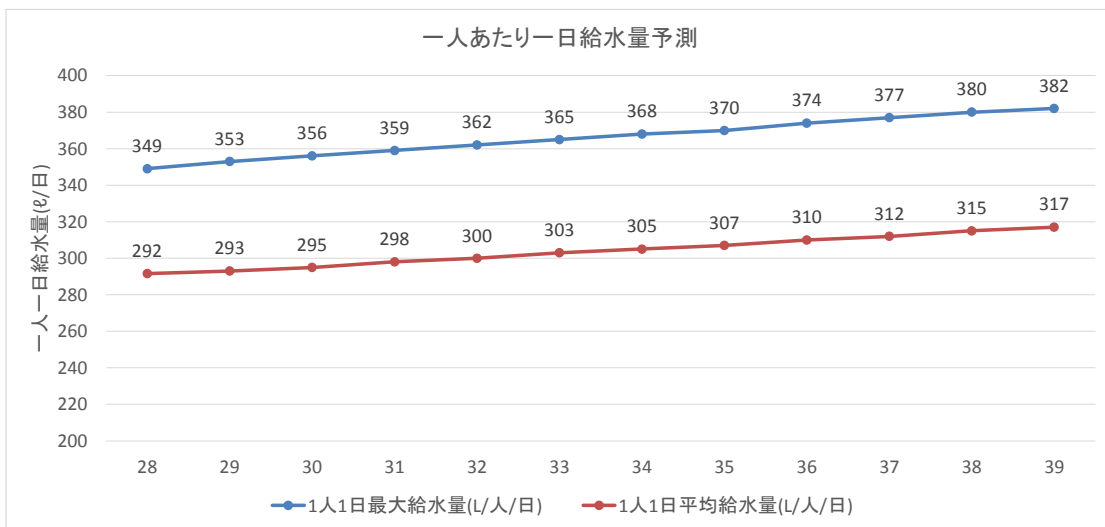
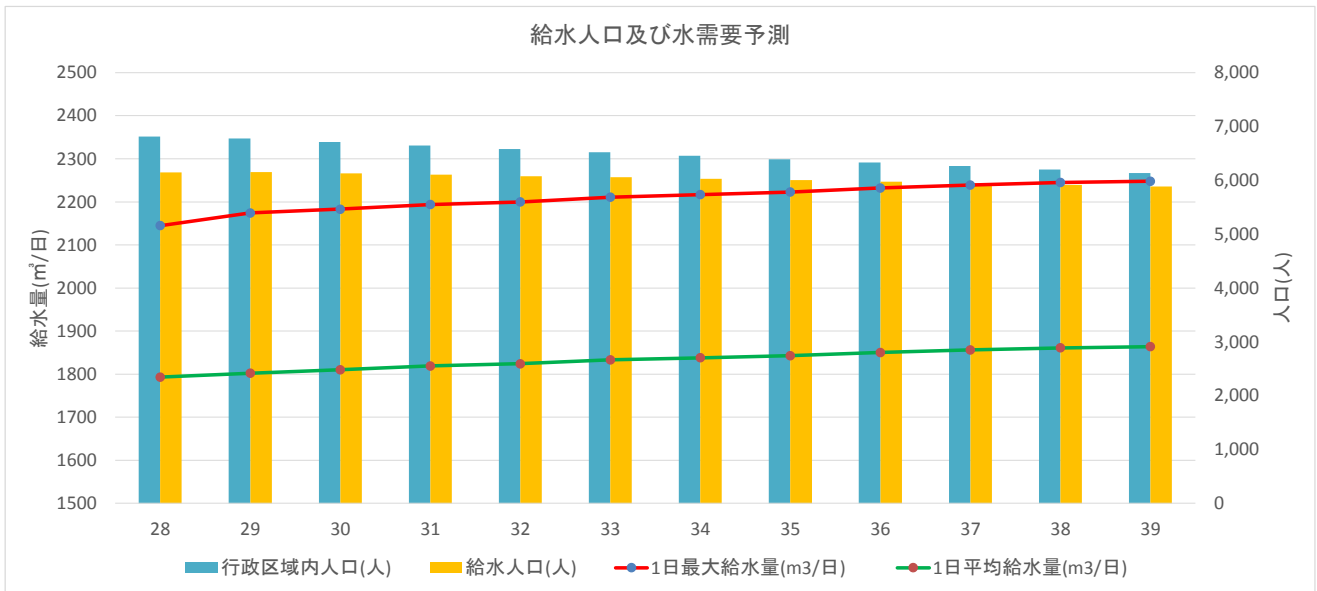
・給水人口

(1)給水人口予測で算出した数値を使用しています。

●営業用一日平均(最大)給水量、その他一日平均(最大)給水量、無収水量、無効水量

過去あまり変動しておらず、大きく増減する見込みがないため、平成24年度から28年度末までの5年間のデータの平均値としています。

上記の推計方法から予測した結果を(1)給水人口予測で算出した結果とともに下記に示します。結果として、行政区内人口及び給水人口は徐々に減少するものと推計されているのに対し、水需要は毎年わずかに増加する結果になっています。この理由としては、給水人口は減少見込みですが、生活用一人一日給水量が増加する見込みであることにより、結果的に計画期間である平成39年度までの水需要はわずかに増加していく見込みです。



項目	年度											
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
一日平均給水量 (m <sup>3</sup> /日)	1,793	1,802	1,810	1,819	1,824	1,833	1,838	1,843	1,850	1,856	1,861	1,864
一人一日平均給水量 (ℓ/人/日)	292	293	295	298	300	303	305	307	310	312	315	317
一日最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	2,145	2,255	2,265	2,277	2,283	2,294	2,300	2,307	2,315	2,323	2,329	2,333
一人一日最大給水量 (ℓ/人/日)	349	367	370	373	376	379	381	384	387	391	394	397

### (3) 料金収入の見通し

計画期間の平成30年～平成39年にかけて給水人口は減少見込みですが、生活用一人一日給水量が増加する見込みであることや給水収益が増加傾向にあることを踏まえ、料金収入は徐々に増加すると見込んでいます。

### (4) 施設の見通し

吉富町の水道施設には別府浄水場系統と幸子浄水場系統があります。別府浄水場で浄水処理された水は第1配水池へ流入し、ポンプ圧送で配水しています。幸子浄水場で浄水処理された水は送水ポンプで第2配水池および第3配水池へ送水され、自然流下で配水しています。京築地区水道企業団からの浄水は第3配水池に受水しています。

平成30年度には、第3配水池の更新工事が完了し、配水容量と配水圧力が増大することからポンプ圧送による配水の必要がなくなります。また、伊良原ダム completionに伴い、平成31年度から京築地区水道企業団からの浄水受水量が一日当たり500m<sup>3</sup>から650m<sup>3</sup>に増大し、将来的には浄水受水と幸子浄水場系統のみの稼働で運営が可能になるため、別府浄水場系統施設の稼働の必要がなくなります。このようなことから、将来使用の必要がなくなる施設の警備委託料や動力費等の維持管理費の削減が可能になると考えられます。

### (5) 組織の見通し

水道事業の運営には、吉富町上下水道課の職員数と組織体制を維持することが必要です。

また、職員の経験年数は水道業務の習熟度と関係が深いため、今後も水道業務の経験を積んでいく必要があることと、職員間で経験者の技術や知識の継承に取り組むことが重要となります。

## 3. 経営の基本方針

経営の基本方針を吉富町新水道ビジョンに位置づけている「安全」、「強靱」、「持続」の各項目の理想像と目標に基づき以下に設定します。

#### ①「安全」安全で安心な水道水の供給

安全な水道を実現するため、以下の目標を設定しました。

##### (1) 安全な水質の確保

・本町では、水質基準を超えている水質項目はなく、塩素臭およびカビ臭から見たおいしい水達成率を見れば、良好な給水水質を保っていますが、総トリハロメタン濃度水質基準比が増加傾向にあるため、より安全な水道水の供給に努めます。

##### (2) 水安全計画の策定

・より良い水質を目指し、安全な水を供給するために水安全計画の整備を推進します。

#### ②「強靱」災害に強く、確実に給水ができる水道

強靱な水道を実現するため、以下の目標を設定しました。

##### (1) 施設・管路の更新・耐震化

・耐震診断で耐震性なしと診断された第3配水池の更新計画を進めます。  
・管路については、下水道の普及と合わせて布設替を行っています。現在は主に塩化ビニル管を使用していますが、今後、耐震管での布設替も検討していきます。

##### (2) 危機管理体制の充実

・自然災害等の事故が発生し、水道施設が被災した場合でも、早急な復旧、避難施設や病院等の重要拠点への給水を可能とするための危機管理マニュアルを整備します。  
・整備した危機管理マニュアルを正しく運用するため、定期的防災訓練の実施に努めます。

##### (3) 応急給水拠点の整備

・配水池の貯留能力が0.5日のため、地震災害等でも安定した給水が可能となるように貯水量を確保し、緊急時に応急給水できる貯水拠点の整備を推進します。

##### (4) 末端給水圧の確保

・本町は平坦な地勢となっているため、配水池からの自然流下による給水に必要な高さを確保し辛く、配水管の末端で水圧が低くなっています。いつでも、どこでも水道水を利用できるように末端給水圧の確保を行います。

#### ③「持続」健全で持続可能な事業の運営

水道サービスの持続を実現するため、以下の目標を設定しました。

##### (1) 水道経営の健全化

・今後は人口減少による、給水収益の減少が想定されるため、水道料金の適正化などを検討します。  
・有収率90%を維持するだけでなく、さらなる向上のため漏水防止対策を推進します。  
また、水道施設の適正な更新事業費の算出や維持管理費に対する水道料金の見直しを行い、必要な資金を確保することを検討します。  
・水質や上下水道課の取組みを町のホームページ等を活用して、住民に公表することで、水道への関心や節水意識の高揚などに取り組みます。  
・現在、浄水場から送水ポンプで第2、第3配水池へ送水し、さらに第2、第3配水池の各送水ポンプで第2配水池、第3配水池へ送水しているため、多くの動力を使用しています。経営改善を図るため、動力費を削減するスマートな水道を目指します。

##### (2) 安定的な事業運営

・アセットマネジメントを導入し、水道施設の適正な維持管理に努めます。  
・今後、経年化を迎えていく水道施設・管路に対し、病院や避難所などへの管路を優先した更新計画を策定します。

##### (3) 人材の育成

・資格の取得および技術力向上のため、外部研修等への参加を検討していきます。  
・知識や技術力を継承していくために定期的な内部研修の実施や各種業務のマニュアルを作成します。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり(P.7~8)

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

建設改良費の内容は、主なものとして平成28年度から平成30年度にかけて配水池更新工事費のほか、下水道工事に伴う配水管布設替工事と量水器購入費を毎年見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

建設改良事業の財源は、下水道工事等に伴う工事負担金のほか、国庫補助金や一般会計出資金(繰入基準に基づくもの)の対象となるものはこれを見込み、企業債の借入れて賄うよう設定しました。また、収益的収入は、毎年一般会計補助金の5,000千円を職員給与費へ充当し、収益的支出は、平成28年度までの実績や平成29年度決算見込及び平成30年度予算を考慮し設定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・委託料は、3年に1度、浄水場清掃業務委託料を見込んでいます。  
 ・修繕料は、8年に1度、検定満了を迎える量水器の数量が多い年があるため、量水器改良費が8年に1度増額を見込んでいます。  
 ・受水費は、平成30年度までは、1m<sup>3</sup>178円、1日当たり500m<sup>3</sup>の受水を見込み、平成31年度からは、1m<sup>3</sup>150円、1日当たり650m<sup>3</sup>の受水を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	業務の効率化のため、施設の維持管理や監視システム、検針業務等について、民間委託の導入拡大を検討していきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	新配水池建築に伴い、稼働施設の廃止等の見直しを検討していきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	新配水池建築に伴い、施設の合理化を検討していきます。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	管路更新を計画的に行います。
広域化	他事業との情報交換を行う等、必要に応じて検討していきます。
その他の取組	消火栓の新設、維持管理について一般行政部局と連携し検討していきます。

② 財源について検討状況等

料 金	水道料金は、本事業の主な収入源であるため、水道施設・設備の更新事業費や維持管理費を適正に算出し、必要に応じて水道料金の見直しを行い、資金を確保することを検討します。
企 業 債	管路更新事業に必要な投資資金を確保するために必要な借入れを行います。
繰 入 金	経営状況をみながら一般会計部局と協議し、繰り入れを行います。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	対象となる資産がありません。

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	検針業務及び量水器の取替業務等の経常的な費用の他、3年に一度の浄水場清掃委託業務を民間へ委託します。
修 繕 費	管路の漏水修繕費用や検定満了量水器の改良費等が見込まれます。
動 力 費	施設の縮小する等、動力費の削減を検討していきます。
職 員 給 与 費	吉富町の給与制度に準じています。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	吉富町水道事業経営戦略は、平成30年度から平成39年度までの10年間に取り組むべき施策を示したものです。進捗管理を行い、PDCAサイクル【Plan(計画)、Do(実施)、Check(確認)、Action(対策)】に基づき、事後検証及び更新を行います。
-------------------------	---

# 経営比較分析表（平成28年度決算）

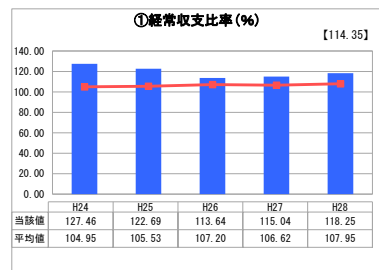
福岡県 吉富町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A8	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)	
-	61.74	90.25	4,050	

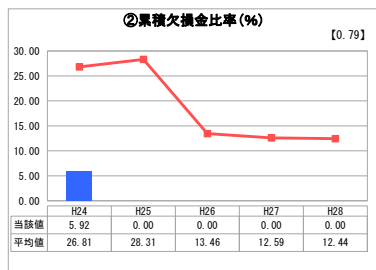
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,846	5.72	1,196.85
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,149	5.73	1,073.12

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
□	平成28年度全国平均

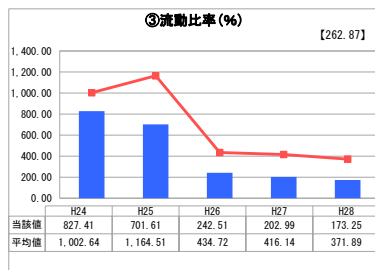
## 1. 経営の健全性・効率性



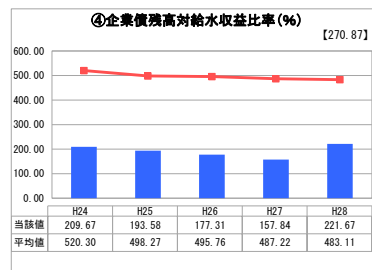
「経常損益」



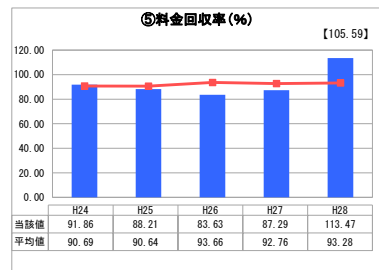
「累積欠損」



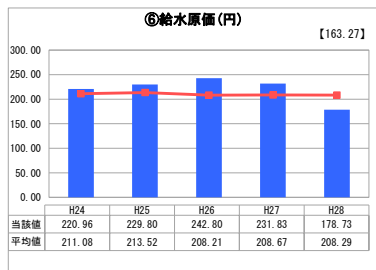
「支払能力」



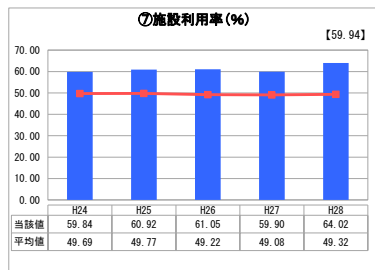
「債務残高」



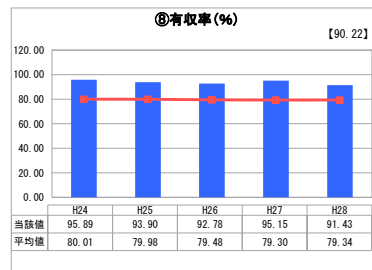
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

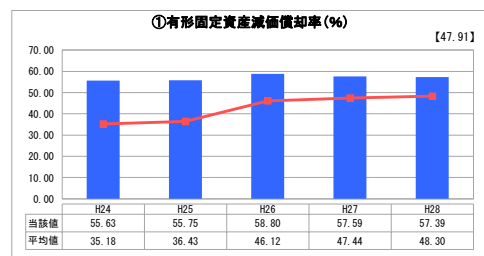


「施設の効率性」

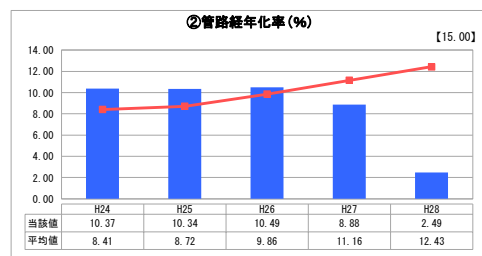


「供給した配水量の効率性」

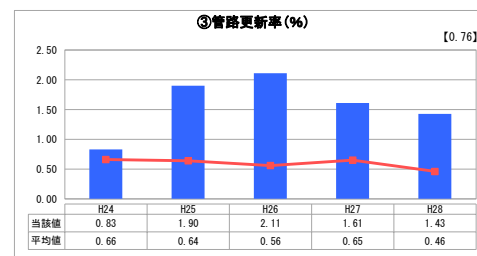
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

・健全性について  
給水に係る費用を給水収益のみで賄うことができないため、一般会計からの繰入金で補てんすることにより安定した経営を行っているが、平成28年度以降の一般会計繰入金額削減に伴い、流動資産が減少傾向にある。今後、経営戦略に沿って計画的な経営を行う必要がある。

・効率性について  
施設利用率・有収率ともに平均よりも高い数値となっており、適切な利用がなされている。今後も計画的に漏水調査を行い無効水量の削減に努める。

### 2. 老朽化の状況について

管路については、下水道工事の施工に合わせて配水管の布設替工事を行うことにより、今後20年間で主な老朽管の更新が可能であるが、下水道未普及地域においては、計画的に更新を行う必要がある。  
管路以外の有形固定資産については、必要に応じて更新又はメンテナンスを行い長寿命化に取り組んでいる。

### 全体総括

総合的に安定した経営を行っているが、流動資産が減少傾向にあるため、経営改善を図る必要がある。また、適切な料金収入の確保や維持管理費等削減を行ったうえで、安定した経営を行うための費用を一般会計から繰入れる必要がある。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路経年化率及び管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度												
		平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	122,540	122,611	123,112	123,501	123,889	124,274	124,658	125,039	125,321	125,601	125,977	126,253	
	(1) 料金収入	121,329	121,723	122,114	122,503	122,891	123,276	123,660	124,041	124,323	124,603	124,979	125,255	
	(2) 受託工事収益 (B)			10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	(3) その他の	1,211	888	988	988	988	988	988	988	988	988	988	988	
	2. 営業外収益	17,209	12,516	13,077	14,135	14,661	15,746	16,819	16,813	17,928	19,055	20,188	21,327	
	(1) 補助金	5,198	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	他会計補助金	5,198	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	その他の補助金													
	(2) 長期前受金戻入	7,391	7,495	8,056	9,114	9,640	10,725	11,798	11,792	12,907	14,034	15,167	16,306	
	(3) その他の	4,620	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	
	収入計 (C)	139,749	135,127	136,189	137,636	138,550	140,020	141,477	141,852	143,249	144,656	146,165	147,580	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	103,356	104,927	113,842	110,990	112,682	112,971	113,953	114,748	115,425	116,438	121,957	119,021
		(1) 職員給与	28,668	26,945	27,751	27,916	28,082	28,249	28,418	28,587	28,587	28,587	28,757	28,757
基本給		16,174	15,127	15,560	15,652	15,745	15,838	15,932	16,026	16,026	16,026	16,121	16,121	
退職給付														
その他の		12,494	11,818	12,191	12,264	12,337	12,411	12,486	12,561	12,561	12,561	12,636	12,636	
(2) 経費		54,471	57,551	64,634	59,302	59,613	59,205	59,205	59,710	59,205	59,205	63,357	59,302	
動力費		6,027	6,290	6,288	5,844	5,844	5,844	5,844	5,844	5,844	5,844	5,844	5,844	
修繕費		3,740	6,085	8,458	4,714	4,714	4,714	4,714	4,714	4,714	4,714	8,458	4,714	
材料費														
その他の		44,704	45,176	49,888	48,744	49,055	48,647	48,647	49,152	48,647	48,647	49,055	48,744	
(3) 減価償却費用		20,217	20,431	21,457	23,772	24,987	25,517	26,330	26,451	27,633	28,646	29,843	30,962	
2. 営業外費用		7,444	8,087	9,223	7,680	9,339	8,615	7,975	7,562	7,412	7,552	7,786	8,010	
(1) 支払利息		7,444	8,087	9,223	7,680	9,339	8,615	7,975	7,562	7,412	7,552	7,786	8,010	
(2) その他の														
支出計 (D)	110,800	113,014	123,065	118,670	122,021	121,586	121,928	122,310	122,837	123,990	129,743	127,031		
経常損益 (C)-(D) (E)	28,949	22,113	13,124	18,966	16,529	18,434	19,549	19,542	20,412	20,666	16,422	20,549		
特別利益 (F)	24													
特別損失 (G)	161													
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 137													
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	28,812	22,113	13,124	18,966	16,529	18,434	19,549	19,542	20,412	20,666	16,422	20,549		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	24,942	47,054	60,177	79,144	95,674	114,109	133,658	153,200	173,614	194,281	210,702	231,251		
流動資産 (J)	278,748	146,316	137,923	120,920	115,549	108,529	101,437	97,334	94,128	97,628	98,218	101,201		
うち未収金	63,153	28,952	18,611	10,209	10,241	10,273	10,305	10,337	10,360	10,384	10,415	10,438		
流動負債 (K)	160,890	33,168	36,812	33,414	32,740	29,463	28,240	20,686	18,516	19,316	20,127	20,947		
うち建設改良費分	23,733	24,724	25,756	26,833	26,047	22,770	21,547	13,993	11,823	12,623	13,434	14,254		
うち一時借入金														
うち未払金	134,291	5,598	8,163	6,081	6,193	6,193	6,193	6,193	6,193	6,193	6,193	6,193		
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	20	38	49	64	77	92	107	123	139	155	167	183		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)														
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	122,540	122,611	123,102	123,491	123,879	124,264	124,648	125,029	125,311	125,591	125,967	126,243		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)	△ 144,457	△ 140,718	△ 129,760	△ 114,839	△ 109,356	△ 102,336	△ 95,244	△ 91,141	△ 87,935	△ 91,435	△ 92,025	△ 95,008		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)	122,540	122,611	123,102	123,491	123,879	124,264	124,648	125,029	125,311	125,591	125,967	126,243		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)	△ 118	△ 115	△ 105	△ 93	△ 88	△ 82	△ 76	△ 73	△ 70	△ 73	△ 73	△ 75		



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度											
		平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	105,200	239,600	128,400	29,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	うち資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金	19,100	40,400	17,500									
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	38,160	80,910	27,830									
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金	6,363	36,384	41,830	25,637	25,649	25,649	25,649	25,649	25,649	25,649	25,649	25,649
	9. そ の 他												
	計 (A)	168,823	397,294	215,560	54,637	55,649	55,649	55,649	55,649	55,649	55,649	55,649	55,649
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	168,823	397,294	215,560	54,637	55,649	55,649	55,649	55,649	55,649	55,649	55,649	55,649
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	181,602	427,464	235,009	60,805	61,932	61,932	61,932	61,932	61,932	61,932	61,932	61,932
	うち職員給与費												
	2. 企 業 債 償 還 金	22,783	24,534	24,724	25,757	26,833	26,047	22,770	21,547	13,993	11,823	12,623	13,434
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	5. そ の 他												
計 (D)	204,385	451,998	259,733	86,562	88,765	87,979	84,702	83,479	75,925	73,755	74,555	75,366	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	35,562	54,704	44,173	31,925	33,116	32,330	29,053	27,830	20,276	18,106	18,906	19,717	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	25,415	31,760	31,925	31,469	32,545	31,759	28,482	27,259	19,705	17,535	18,335	19,146
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	10,147	22,944	12,248	456	571	571	571	571	571	571	571	571
計 (F)	35,562	54,704	44,173	31,925	33,116	32,330	29,053	27,830	20,276	18,106	18,906	19,717	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	268,948	483,214	586,090	588,533	590,900	594,053	600,483	608,136	623,343	640,720	657,297	673,063	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度											
		平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収 益 的 収 支 分	収益的収支分	5,198	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	うち基準内繰入金	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	うち基準外繰入金	5,078	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
資 本 的 収 支 分	資本的収支分	19,100	40,400	17,500									
	うち基準内繰入金	19,100	40,400	17,500									
	うち基準外繰入金												
合 計		24,298	45,400	22,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000